

ブラジル連邦共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項、2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はA ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	外国人に対する場合又はA ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	<p>1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄 区域についてはVI) 1通 写し 1部</p> <p>2 送達報告書用紙 1通</p> <p>3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ポルト ガル語又は受送達者が 解する言語のいずれか の訳文添付) 1通</p>	<p>1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVII) 2通 写し 1部</p> <p>2 送達すべき文書 (ポルトガル語の訳文添 付) 2通</p> <p>3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)</p>	<p>1 嘱託書 ※1 (管轄裁判所あて) 1通 写し 4部</p> <p>2 送達すべき文書 1通 写し 3部</p> <p>(注) 1及び2の写しの うち、各1部はブラ ジル連邦共和国の 公証翻訳人用であ るから、固有名詞(　 地名・人名等)には ひら仮名で振り仮 名を付ける。</p>
IV 費 用	不 要	原則不要	必 要 ※3
V 期 間 ※2	先例なし	先例なし	16箇月
VI 大使、総領 事の管轄区域	在ブラジル日本国大 使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、パラー州、マラニ ヨン州、ピアウイ州、アマバー州	

在サンパウロ日本国総領事	サンパウロ州, マット・グロッソ州, マット・グロッソ・ド・スール州, ミナス・ジェライス州中アラグアリ, カンピーナ・ペルデ, カンポ・フロリード, コンセイソン・ダス・アラゴアス, コンキスタ, エストレーラ・ド・スール, フルタール, インディアノポリス, イッティウタバ, ノバ・ポンテ, プラタ, トリバテー, ツバシグアラー, ウベラーベ, ウベルランディア及びウェリシモの各行政区
在リオデジャネイロ日本国総領事	リオ・デ・ジャネイロ州, エスピリト・サント州, ミナス・ジェライス州中サンパウロ日本国総領事の管轄に属さない地域
在マナウス日本国総領事	アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州
在クリチバ日本国総領事	パラナ州, サンタ・カタリーナ州, リオ・グランデ・ド・スール州
在レシフェ日本国総領事	セ阿拉州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, パライバ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, セルジッペ州, バイア州
VII 中央当局	<p>名 称 Department of Assets Recovery and International Legal Cooperation Ministry of Justice and Public Security</p> <p>所在地 SCN Quadra 06,Bloco A,2° andar-Shopping ID Brasília/DF,Brazil CEP:70716-900</p>

※ 1 管轄裁判所送達の嘱託書には、可能な限り、受送達者の生年月日及び両親の氏名を記載してください。

なお、送達すべき文書に訴状が含まれない場合には、事案の概要を記載していただく必要がありますので、嘱託の際は、事前に最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

※ 2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しました。実際には、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が生じることがあります。

※ 3 翻訳後、外務省から公証翻訳人の翻訳料が請求がされるので、その相当額を予納して支払う必要があります。予納させる額は、日本文の枚数1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドルとして計算した翻訳料見込額に送金手数料相当額を加算した額です。